

秋田県医師国民健康保険組合第118回通常組合会は、平成27年2月28日 秋田市中通7丁目2番1号メトロポリタン秋田で開催された。

議員定数 30名、出席者 25名、欠席者 5名

出席した議員は、次のとおりである。

1番	村山 仁	10番	高橋 裕	19番	佐藤 裕明
2番	三浦 由太	12番	熊谷 理夫	20番	遠藤 勝實
3番	桑原 敏行	13番	曾根 純之	21番	根田 芳昌
4番	松岡 一志	14番	渡邊 育	22番	工藤 透
5番	木村 衛	15番	渡辺 一	23番	桑山 明久
6番	原田 健二	16番	滑川 五郎	24番	木村 元
7番	小泉 達朗	17番	後藤 真暉	25番	山田 暢夫
8番	石垣 智	18番	吉方 清治郎	26番	児玉 光
9番	山須田 健				

欠席した議員は、次のとおりである。

11番	織田 尚明	28番	高橋 喜重	30番	小笠原 武
27番	吉田 賢志	29番	松下 一夫		

出席した役員は、次のとおりである。

理事長	大野 忠	理事	橋本 正幸	監事	高橋 正喜
副理事長	千葉 二美夫	理事	笛尾 知	監事	酒見 喜久雄
常務理事	大高 詳一郎	理事	俵谷 幸藏		
常務理事	櫻庭 清	理事	遠山 潤		

本日の会議は、次の通りである。

- 1・開会
- 2・資格確認
- 3・議事録署名人選任
- 4・理事長あいさつ
- 5・報告
  - 報告第1号 組合規約の一部改正に関する専決処分について
  - 報告第2号 国庫補助金（定率補助32%）の見直し結果について
  - 報告第3号 秋田県医師国保問題検討委員会の報告について
- 6・議事
  - 議案第1号 組合規約の一部改正について
  - 議案第2号 平成27年度事業計画について
  - 議案第3号 平成27年度一般会計歳入歳出予算について
  - 議案第4号 平成27年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について
- 7・協議
- 8・その他
- 9・閉会

滑川議長	<p>ただ今より、第118回通常組合会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、議案書2ページの次第に従いまして、進めてまいります。</p> <p>議事進行につきまして、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひ申しあげます。</p> <p>はじめに、資格確認を行ないます。</p> <p>ただ今の出席者数は、22名であり、過半数を超えておりますので、国民健康保険法施行令第13条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。なお、後ほど3名が参加される予定です。</p> <p>本日の会議には、組合規約の一部改正の議案が提出されております。</p> <p>規約改正案を審議・議決するためには、施行令第13条第2項の規定によりまして、議員定数の3分の2以上の出席、つまり20名以上の出席が必要となっておりますが、ただ今申し上げましたように、その人数に達していることを申し添えます。</p>
滑川議長	<p>次に、議事録署名人の選出でありますが、慣例によりまして、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
滑川議長	<p>異議なしとの声がありますので、指名いたします。</p> <p>3番の 桑原敏行先生 6番の 原田健二先生 のお二人の方にお願いいたします。</p> <p>( 19番 佐藤 裕明 先生 入室)</p>
滑川議長	<p>それでは、ここで大野理事長からあいさつをお願いいたします。</p>
理事長	<p>(挨拶)</p> <p>(22番 工藤 透 先生 入室) ( 7番 小泉 達朗 先生 入室)</p>

滑川議長	<p>ありがとうございました。 ただ今、理事長からあいさつをいただきましたが、ご質問等何かございましたら、お願いいいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特ないようですので、次の5の報告事項に入ります。</p> <p>最初に、「報告第1号 組合規約の一部改正に関する専決処分について」、報告をお願いいたします。</p> <p>(報告第1号を報告)</p> <p>ありがとうございました。 ただ今の報告に対しまして、ご質問等何かございましたら、お願いいいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特ないようですので、次の「報告第2号 国庫補助金の見直し結果について」、報告をお願いいたします。</p> <p>(報告第2号を報告)</p> <p>ありがとうございました。 ただ今の報告に対しまして、ご質問等何かございましたら、お願いいいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
------	---

滑川議長	<p>特にないようですので、次の「報告第3号 秋田県医師国保問題検討委員会の報告について」に移ります。報告は、当委員会の委員長であります松岡先生からお願ひいたします。</p>
松岡委員長	<p>(報告第3号を報告)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。 ただ今の報告に対しまして、ご質問等何かございましたら、お願ひいたします。</p>
	<p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>特にないようですので、6の議事に入ります。</p> <p>「議案第1号 組合規約の一部改正について」、      「議案第2号 平成27年度事業計画について」      及び「議案第3号 平成27年度一般会計歳入歳出予算について」の3件は、関連がありますので、一括議題といたします。</p> <p>各議案について、説明をお願いいたします。</p>
大高常務	<p>(議案第1号を説明)</p>
	<p>(高橋 正喜 監事 入室)</p>
	<p>(議案第2号を説明)</p>
櫻庭常務	<p>(議案第3号を説明)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号から議案第3号まで</p>

	<p>の質疑を行います。 ご質問、ご意見等何かございませんか。</p>
14番 渡邊議員	<p>14番 渡邊です。 資料にある第一種組合員とは、当組合の第一種組合員ということですか。</p>
大高常務	そのとおりです。
14番 渡邊議員	<p>3人世帯のグラフを見ますと、だいたい2,000万円超えたぐらいから協会けんぽの方が安くなるように見えます。 第一種組合員の所得については、だんだんと減ってくると思うですが、将来的に例えば5年後などの見通しはどのように立てているのでしょうか。</p>
大高常務	<p>まず、グラフの説明ですが、3人世帯ですと課税標準額が2,300万円以上になりますと保険料が市町村国保、協会けんぽより高くなるだろうと試算しております。 第一種組合員の所得は、将来的に下がってくるだろうと思います。よって、限度額まで達する方が現在3割以上いらっしゃいますが、この割合も減ってくるのではないかと予想しています。 そうなりますと、保険料は市町村国保や協会けんぽよりも極めて高いという感覚ではなくなってくるのではないかと考えております。</p>
14番 渡邊議員	将来的にも、超えていかないと執行部では考えているということですか。
櫻庭常務	先生のご指摘どおり、課税標準額2,300万円あたりで市町村国保と協会けんぽよりも当組合の引き上げ後の保険料は高くなるわけで、市町村国保、協会けんぽよりも高めに設定されてくるとは思います。ただ、協会

	けんぽの場合は、事業主負担もあり、この倍の保険料を支払っています。また、当組合の場合、自家診療は認められておりません。一方、協会けんぽに加入した場合、医師国保で認められていない自家診療ができるようになります。こういった要素も含めた中で、保険料の負担が多いか少ないか考慮していただければと思います。
理 事 長	追加です。課税の限度額は市町村国保、協会けんぽも引上げていくことになるようです。なので、必ずしも医師国保が高くなるとは言えないとおもいます。将来的に、第一種組合員の収入が下がるという問題はあるとしても、特に協会けんぽについては、事業主負担がありますので、この倍の保険料を支払っているわけです。やはり、医師国保のほうが安いと考えております。いかがでしょうか。
14番 渡 邊 議 員	わかりました。ありがとうございました。
滑 川 議 長	このほか、ご発言はありますでしょうか。
滑 川 議 長	ほかにご発言がないようですので採決に入ります。 最初に、「議案第1号 組合規約の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑 川 議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
滑 川 議 長	続きまして、「議案第2号 平成27年度事業計画について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
滑川議長	続きまして、「議案第3号 平成27年度一般会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
滑川議長	次に、「議案第4号 平成27年度役職員退職金積立金特別会計歳入歳出予算について」を議題とします。 説明をお願いいたします。
櫻庭常務	(議案第4号を説明)
滑川議長	それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号の質疑を行います。 ご質問、ご意見等何かございませんか。
滑川議長	ご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第4号 平成27年度役職員退職金積立金特別会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
滑川議長	以上で予定されておりました議案の審議は、終了いたしました。 ありがとうございました。

	<p>続いて、7の「協議」に入ります。</p> <p>執行部から何かございますか。</p> <p>(執行部からは特になしの声)</p>
滑川議長	<p>執行部からは、「特にない」とのことです。 議員の皆さんから、何かございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>特にないようです。 続いて、8のその他についてでありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>特にないようですので、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、第118回通常組合会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。</p> <p>以上全議案の審議を終了し、午後4時37分に閉会した。</p> <p>以上のとおり議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事録署名人ここに署名する。</p>

議長

議事録署名人

同

## 第118回通常組合会 理事長挨拶

平成27年2月28日

本日は、穏やかな天気となりましたが、昨日までは大荒れの天候が続き、大変だったろうと思います。雪と寒さはこの程度にしていただき、これからは春の暖かさが来てほしいものです。

本日は、ご多忙のところまた遠方よりご出席いただきまして誠に有難うございます。

また常日頃よりご支援ご協力をいただいておりすることにも厚く御礼申し上げます。

本日の組合会は、来年度予算とそれに伴う保険料値上げに係る規約改正案の審議をお願いいたします。非常に重要な問題でありますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて、御承知のように昨年12月、消費税10%アップの延期の信を問う衆議院選挙が実施され、自民党が圧勝し、どのような社会保障と税の一体改革案が出されるか注視してまいりましたが、今回盛り込まれた改革案及びそれに基づく具体的な実施案は、現在の医療保険・介護を一変させる可能性さえ含む多岐にわたり大幅で厳しい内容であります。とりわけ、我々医師国保にとっては影響が強いと危惧されていた国庫補助金32%の削減が平成28年度から実施されることが決定されました。

安倍首相は2月12日の国会施政方針演説で「戦後以来の大改革を断行する。それは農政、経済的市場、そして医療だ」と言い、患者申し出療養(いわゆる混合診療)の創設、医療法人への外部監査制度導入、認知症対策の強化、複数の医療法人の連携を促す仕組みの創設、国保の財政支援拡充と財政運営の都道府県への移行、介護費用の抑制、社会福祉法人の組織見直しなどを上げ、基礎的財政収支平成32年度までに黒字化させるとしています。

また甘利経済財政担当相は医療介護の見えるかを進める、支出の長期化や適性化を図る方針を強調しています。

しかもおそらくこの後も財源は不足し、国保制度改革の財源確保も厳しいことから、今後さらに改革が強化されていくであろうと考えられ、国民生活や医療界に大きな影響を与えるものになるだろうと予測しています。

これらの中で今回の改定の主要なポイント、特に今回、医師国保にとって影響が強いと思われるものは負担の公平化の主張の基に具体的に提起されている次のようなものです。

第一に、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院、500床以上の病院受診には定額負担を求める(5,000円から1万円)。

第二に所得水準の高い国保組合の国庫補助率を見直す。このほか、後期高齢者の保険料軽減特例を縮小する。健康保険の保険料を平成28年度から標準報酬月額の上限を121万円から139万円へ、標準賞与のそれを540万円から573万円に引き上げる。また一般保険料率の上限を13%に引き上げる。国保の保険料賦課限度額を段階的に引き上げる。平成27年度は4万円引き上げ限度額85万円、そのうち医療分は69万円となります。給与収入で1,010万円、年金収入1,000万円で限度額に達するというものです。

2点目の国保組合の国庫補助率の見直しについては、厚生労働省の調査では、一般業種国保の平均所得は125万円、歯科医師国保は225万円、医師国保は644万円であり、所得水準に応じて、補助率の引下げを行なうこととし、240万円以上の国保組合の補助率については現在の32%から5年間の激変緩和措置を経て5年後13%に減額することになったわけです。

この国庫補助の問題ですが、これは健保や共済、協会けんぽなどでは事業者負担があり、企業は経費として落とせる、共済や市町村国保であれば税金で補てんされるのですが、国保組合は全額本人負担である故に負担の公平という観点から組合全体への補助金という形で補てんしてきたということで、富裕組合云々は本来関係ないものであり、それは厚労省も財務省も十分承知のことなのであるが、結局世論に押し切られた或いは世論を利用したということのようです。

また、健康保険の標準報酬月額の引上げと、国保の保険料の賦課限度額の引上げについてですが、被用者保険では、現在、標準報酬月額の最高等級に該当する被保険者数の割合が1~1.5%であり、これを今後0.5~1.5%になるように改定していくとのことで、つまり、限度額を抑えて高所得者の範囲を少なくして、保険料徴収を増やしていくというものです。これによって課税所得の限度額は1,200万円くらいになるのではないかと言われています。

国保においては、現在、保険料の限度額81万円に達している(単身所帯4方式)世帯は2.46%ですが、国保も被用者保険に倣い、今後、限度額超過世帯割合を1.5%に近づけるよう、平成27年度から限度額を段階的に引き上げていくとのことで、最終的には、所得の高い層にとりましては相当な額になるもの考えられます。

このような国の社会保障の負担公平化と称する保険料値上げ、補助金削減の大きな変革の中での、当組合の運営の諸課題についてですが、2つの大きな問題を抱えております。

当組合は、これまで32%補助金に対する國の方針がどの程度削減になるのか情勢を見守り、状況が明確になってから、どの程度に保険料を値上げすればいいのか、対応を決めたいと考えていました。また、富裕組合批判に対する対策の一つと言う事もありましたので、任意分の支払い準備積立金の取り崩しと、財産として保有していた土地の処分により、しのぐ方法をとってきました。しかし、第一の問題で

ありますが、予想以上に上昇する療養費、とくに最近の平成22年度以降の高額レセプトの増加、高齢者拠出金増等から当国保の財政はひつ迫し、年々収支が悪化し、平成23年度からは単年度実質赤字運営が続き積立金もついに底をつくようになりました。平成26年度には実質単年度収支で6,600万円の赤字になる予定で、平成27年度は実質平成18年度以降据え置いてきた医療分の保険料を少なとも総額で5,000万円程度値上げせざるを得ない状況になっています。

第二の問題は、それに加えて、定率国庫補助金32%が平成32年度まで5年をかけて13%まで減らされることになりました。

これによって、平成28年度から平成32年度までに、医療費のアップ状態にもありますが、段階的に保険料を年間総額約1,000万円前後ずつ上げ、平成32年度には総額5～6,000万円程度の增收になるように上げていかなければなりません。率にして毎年10%近い値上げをしていかなければならず、平成32年度には平成27年度比でさらに約30%程度の値上げをせざるを得ないということになりそうです。

つまり早急に財政状態の改善を図る必要性に迫られていますので、これについては医師問題検討委員会の答申を基にさしあたって平成27年度は第一種組合員の方々の保険料値上げにより対応させていただきたいと考えていますが、後程議事の所で詳しく説明をいたします。

また補助金32%削減への対応についての具体的なやり方はまた問題検討委員会にお願いして平成27年度中に検討することにしておりますが、かなり大きな影響にならざるをえないだろうと危惧しております。

なお現在国は、先程申し上げましたように、市町村国保・協会けんぽの保険料の限度額も引上げることにしていますので、医師国保の保険料の限度額についても再検討が必要であろうと思っています。

以上大変厳しいお話を申し上げましたが、今年からの5年間は保険料値上げの大波に揺れると予想されますので、執行部は勿論最大限の努力をいたしますが、議員の皆様にもこれまで以上のご協力ご支援をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、この3年間当国保の運営に多大の力を発揮し貢献していただきました工藤昌夫事務長、30年以上、職員、事務長、嘱託として勤務してこられた鈴木昇君がこの3月末で退任し、新たに鷲谷邦夫さんに新事務長として後を引き継いでいただく予定です。工藤事務長、鈴木君にはこれまでの労苦と功績に深く感謝いたします。